



なった。1969年、彼らは国からの徴収を開始した。」として、事業の正当な受益者である部落民を、偽りのアイデンティティを利用し、私利私欲にかられた「ゆすり」の戦略によって、政府の資金を引き出したかのように述べている。

国連人種差別撤廃委員会は、条約締約国である日本の政府報告書審査による総括所見（CERD C/JPN/CO/3-6, para 19）において、同和対策事業の結果と部落問題の継続的な課題に関して次のように懸念を表明している。

委員会は、締約国が部落民に対する差別を社会的問題として認識していること、および、同和対策事業特別措置法のもとでの成果に関心をもって留意しつつも、2002年の同法終了時に、締約国と部落組織の間で合意された条件（本条約の完全実施、人権擁護に関する法律の制定および人権教育の促進に関する法律の制定）が、現在まで実現されていないことに懸念する。委員会は、部落差別事案を専門的に取り扱う権限を有する公的機関がないことを遺憾とし、部落民やその政策を取扱いまたはそれに言及する際に締約国が用いる統一した概念がないことに留意する。さらに、委員会は、部落民とその他の人びとの間の社会経済的格差が、たとえば物理的生活環境や教育において、一部部落民にとっては狭まったにもかかわらず、雇用、婚姻、住宅および土地価格など公的生活の分野における差別が依然として残存していることを懸念をもって留意する。さらに、委員会は、部落民の状況の進展を測定する指標が存在しないことを遺憾とする。

人種差別撤廃委員会のこの所見はラムザイヤー論文における説と相容れない。ここには同論文が展開するような犯罪行為は片鱗もない。ここにあるのは、世紀にわたる差別がもたらした被害に対して国がとった措置と今もなお根強く残る差別の事実である。

同和対策事業特別措置法の失効から14年後の2016年、部落差別は日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別<sup>iv</sup>であり現在も日常生活レベルで起きているという事実を鑑み「部落差別解消の推進に関する法律」<sup>v</sup>を施行した。法律の実施にあたり、2017年、政府は部落差別の実態に関する調査を行い、インターネット上で流されている部落地区や部落民に関するセンシティブ情報を差別的意図をもって検索している人が少なからずいることが明らかになった。

部落差別はなくなっていない。その他の被差別マイノリティに対する差別もなくなっていない。そのようななか、マイノリティの差別の歴史を歪曲化したり否定しようとする試みがあちこちで起きている。私たちはそのような試みは認めない。私たちはすべての人がいかなる差別もうけることなく平等にすべての権利と自由を享有できるという人権の普遍性を信じ、被差別マイノリティとともに闘っていく。

2021年3月8日

反差別国際運動（IMADR）

賛同： 国際ダリット連帯ネットワーク（IDSN）  
マイノリティ・ライツ・グループ・インターナショナル

- 
- i 水平社宣言 <http://www1.mahoroba.ne.jp/~suihei/sengen.html>  
[https://blhrri.org/old/blhrri\\_e/blhrri/ebooks001.htm](https://blhrri.org/old/blhrri_e/blhrri/ebooks001.htm)
  - ii ラムザイヤー論文掲載 <https://www.degruyter.com/journal/key/RLE/16/2/html>
  - iii 反差別国際運動 (IMADR : <https://imadr.net/about/>)
  - iv 職業と世系に基づく差別問題に関する国連特別報告者最終報告  
<https://www.ohchr.org/Documents/HRBodies/HRCouncil/RegularSession/Session11/A-HRC-11-CRP3.pdf>  
<http://imadr.net/wordpress/wp-content/uploads/2012/10/4bc589d0a9ef9d379f9dfe7cedc76d01.pdf>
  - v 法務省人権擁護局 [http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04\\_00127.html](http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html)
  - vi 部落差別の解消の推進に関する法律 <http://www.moj.go.jp/content/001211040.pdf>